

掛川市教育委員会規則第1号

掛川市立幼稚園の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年2月21日

掛川市教育委員会教育長

(別紙)

掛川市立幼稚園の管理に関する規則の一部を改正する規則

掛川市立幼稚園の管理に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第15条中「終了後及び」を「開始前及び終了後並びに」に改める。

第17条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 延長利用（午前7時15分から午前8時30分まで及び午後5時から午後6時までの利用をいう。
以下同じ。）

第23条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第21条第2号中「長期休業日利用による預かり保育に係る幼児にあつては、」を「延長利用による預かり保育に係る幼児にあつては第20条第2項、長期休業日利用による預かり保育に係る幼児にあつては」に改め、同条を第22条とする。

第20条第3項中「前条」を「第19条」に改め、同条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（延長利用）

第20条 第15条の規定にかかわらず、実施園のうち、延長利用による預かり保育を行う幼稚園は、次の各号に掲げる幼稚園とする。

- (1) 掛川市立三笠幼稚園
- (2) 掛川市立土方幼稚園

2 第16条の規定にかかわらず、延長利用による預かり保育を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する幼児とする。

- (1) 保護者の就労、疾病その他の理由により延長利用による預かり保育を必要とする幼児
- (2) 前項各号に掲げる幼稚園に在園する幼児
- (3) 第18条第2項の規定による年間利用による預かり保育の利用の許可を受けた保護者の世帯に属する幼児

3 第18条第1項から第3項まで及び前条の規定は、延長利用による預かり保育について準用する。
様式第7号及び様式第8号を次のように改める。

預かり保育年間利用（延長利用・長期休業日利用）申請書

年 月 日

（あて先）掛川市立

園長

保護者名

対象幼児	氏名				性別	男・女
	所属	歳児クラス	組名			
保護者	現住所					
	氏名				電話	
利用期間	年 月 日から (8月を <input type="checkbox"/> 含む。 <input type="checkbox"/> 除く。) 年 月 日まで					
利用時間	<input type="checkbox"/> 年間利用 教育時間終了後から午後5時まで <input type="checkbox"/> 延長利用 <input type="checkbox"/> 午前7時15分から午前8時30分まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後6時まで <input type="checkbox"/> 長期休業日利用 午前 時 分から午後 時 分まで					
申請理由	<input type="checkbox"/> 保護者が働いているため <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 保護者が病気療養中・出産前後のため <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 家族が病気・障害があり介護が必要なため () <input type="checkbox"/> その他 ()					
緊急連絡先	第1					
	第2					
	続柄	氏名	生年月日	年齢	勤務先・学校(学年)	
家族構成						

(注)

- 1 雇用証明書又は自営業（農業）従事申告書を添付してください。
- 2 申請理由の欄は、該当する項目にレ印を付けてください。

預かり保育年間利用（延長利用・長期休業日利用）決定通知書

年 月 日

様

掛川市立 園長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった預かり保育の年間利用（延長利用・長期休業日利用）について、次のとおり決定したので通知します。

対象幼児	氏名			性別	男・女
	所属	歳児クラス	組名		
保護者	現住所				
	氏名		電話		
利用期間	年 月 日から (8月を <input type="checkbox"/> 含む。 <input type="checkbox"/> 除く。) 年 月 日まで				
利用時間	<input type="checkbox"/> 年間利用 教育時間終了後から午後5時まで <input type="checkbox"/> 延長利用 <input type="checkbox"/> 午前7時15分から午前8時30分まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後6時まで <input type="checkbox"/> 長期休業日利用 午前 時 分から午後 時 分まで				
保育料の額	月額	円（8月分にあっては、日額			円）

(注)

- 1 勤務のない日又は勤務時間外の時間は、預かり保育の対象となりません。
- 2 預かり保育の申請理由に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市立幼稚園の管理に関する規則第18条第1項（第20条第3項及び第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定による申請は、この規則の施行の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。